



◎評議員會並定時會員總會

本會評議員會並第十九回定時會員總會は六月二十八日午後三時、丸ノ内日本俱樂部に於て開催された。定刻に至り水野會長議長席につき、慣例に依り評議員會と會員總會とを併合開會する旨を宣し開會、議長は兩會共通事項の昭和十二年度事務報告(一般會計及特別會計) 昭和十三年度(一般、特別)會計歳入出豫算報告を順次附議する旨を告げ、會計に關しては山田理事阿部幹事説明し孰れも承認す、次て評議員會に對し議長は特別會員推薦の件を附議する旨を告げ會長指名一任に決す、更らに議長は理事互選の件を附議する旨を告げ會長指名一任に決す、次に會員總會に對し議長は評議員選舉の件を附議する旨を告ぐ會長指名一任に

決す。議長は特別會員の推薦、理事並に評議員の指名は追て雜誌「道路の改良」誌上に於て發表する旨を述べ閉會を宣し散會した。

昭和十二年度事務報告は次の通である。

昭和十二年度事務報告 (自昭和十二年四月一日 至昭和十三年三月三十一日)

昭和十二年度ニ於ケル事務ノ概要左ノ如シ

調査部事業ニ關スル件

調査部事業ハ第一部道路ニ關スル一般事項ノ調査、第二部國際道路問題ニ關スル事項ノ調査、第三部、六大都市道路協議會ニ關スル事項ノ調査、第四部、道路ト鐵道トノ交叉方法ノ改良ニ關スル調査、第五部、道路鋪裝ニ關スル調査第六部、道路資料ノ蒐集及印行ニ關スル調査、第七部、道路標識ノ改良ニ關スル調査、第八部、道路改良史編纂ニ關スル調査ノ八門ニ分チテ從事ノトコロ、内第二部、第三部第五部及第六部ノ事業ハ殆ト完了シ、他ハ引續キ鋭意調査中ナリ。

六大都市道路協議會開催ノ件

昭和十二年四月十五日ヨリ三日間、六大都市道路協議會ヲ東京市ニ開催ス、出席者ハ東京、京都、大阪、横濱、神戸名古屋ノ六大都市並ニ内務省ノ道路行政關係者及ヒ本會役員等百十二名ノ多數ニ上リ、附議事項ハ街路構造令並ニ同細則改正案横斷歩道及ヒ安全地帯ノ構造、街路ノ占用物ノ整理方法、無許可占用ニ對スル取締リノ實績、停車場、劇場其ノ他一時ニ多量ノ交通アル箇所ノ廣場ノ構造並ニ其ノ費用負擔ニ關スル實例、鋪裝種類ノ選擇標準及ヒ其ノ維持修繕ノ實績、交通、信號及ヒ標識並ニ其ノ費用負擔ニ關スル實例、街路照明、都市交通機關ノ統制、街頭改良ノ效果、交通事故ノ輕減方法、現行街路構造令第十七條ニ規定スル荷重等ノ廣範圍ニ涉リ、其ノ審議情況ハ「道路の改良」誌上ニ發表シタル所ノ如シ。尙附議事項中、都市交通機關ノ統制ハ陸上交通事業調整法トシテ既ニ法令ノ制定ヲ見タリ

第八回國際道路會議ニ關スル件

昭和十三年六月和蘭海牙市ニ於テ開催ノ第八回國際道路會

議ノ附議事項ニ屬スル (一)、セメントヲ使用スル車道路面工ノミューンヘン會議以後ニ於ケル進歩、煉瓦路面工及ヒ鑄鐵、鋼、ゴム等ノ如キ特殊材料ニヨル路面工、(二)、車道ノ築造並ニ維持ノタメニ使用サレタタール、ビチューメン、(アスファルト) エマルジョンノミューンヘン會議以後ニ於ケル進歩、(三)、道路上ノ交通事故、(イ)統計報告ノ基準並ニ之カ國際的統一、(ロ)、事故ノ原因ノ探究法並ニ之カ輕減法、(四)、道路ニ於ケル交通種類ノ分離、車道、自轉車道、歩道、郊外幹線道路ニ於ケル取付道路、駐車場、道路ノ交會ノ施設ノ研究、自動車道ニ對スル處置、施設、(五)、路面ノ滑リ度又ハ粗度及横滑リニ對スル抵抗及路面ノ光り吸收率ヨリセル車道路路面工ノ研究並ニ之ガ標準制定(六)、路床ノ研究等ノ調査研究ヲ遂ケ政府當局ノ參考資料ニ供セリ。而シテ此等ノ調査書類ハ目下印刷準備中ナリ。

第八回國際道路會議附設展覽會出品ニ關スル件

昭和十三年三月二十三日ヨリ四月三日迄十二日間、内務省土木試驗所ニ於テ第八回國際道路會議附設展覽會出品物ノ

審査ヲ行フト共ニ先ツ國內展覽會ヲ開催セリ、其ノ出品物ハ商工、鐵道、厚生、内務ノ各省、東京、京都、大阪、横濱、神戸、名古屋ノ六大都市、東京商工會議所、アスファルト聯合會、日本ポルトランドセメント同業會ヨリノ提供ニ係ル道路ニ關スル圖面及ヒ圖表、街路及ヒ道路橋梁、國際觀光地、一里塚、街路筋ノ並木、街路樹、景勝地圖立公園、道路上交通機關、道路材料製作工場等ニ關スル寫眞、道路用材料、各種鋪裝ノ見本、道路用器具材料、ゴムタイヤ、履物類、パンフレット、ポスター其ノ他四百餘點ヲ算シ、參觀者ハ三千五百餘名ニシテ、道路改良ノ宣傳ニ資スルトコロ頗ル大ナリ。

尙、右出品物中、審査ノ結果、國際道路展覽會ニハ道路ニ關スル圖面、圖表、道路、橋梁其ノ他ニ關スル寫眞、道路用材料、各種鋪裝見本等百四十餘點ヲ出品スルトトナリ目下輸送中ナリ。

道路職員講習會開催ノ件

昭和十二年八月二日ヨリ八日ニ至ル一週間第九回道路職員

講習會ヲ東京市ニ開催ス。聽講者ハ全國地方廳、内務省土木出張所、朝鮮臺灣兩總督府、關東廳及ヒ滿洲國等ニ奉職セル道路關係職員ニシテ其ノ總數ハ二百五十二名ニ上レリ。講習科目ハ道路政策、最近ノコンクリート鋪裝ノ趨勢推獎スヘキ簡易鋪裝ノ築造並ニ維持、道路構造、路面ノ滑リ抵抗、道路々線ノ設定、災害防止ヨリ見タル橋梁ノ下部構造、電氣熔接工法、砂利道ノ路面維持、道路占用工作物本邦國道ノ改良、道路用コンクリート、土質力學等各般ニ涉レル外、歐米諸國最近ノ土木工事並ニ橋梁等海外ノ新事情、新京濱國道改良工事、栃木、秋田、宮崎各縣ニ於ケル砂利道維持ニ關スル體験、滿洲國ノ土木行政及ヒ同國々道ノ改良事業ノ實情等ニ及ヒ、更ニ内務省土木試驗所、東京市土木試驗所、横河橋梁製作工場ノ見學ヲ試ミ、實地ニ就キテ指導ヲ行ヒタルノミナラス、別ニ道路談話會ヲ催シ、鋪裝、橋梁、道路行政、道路構造ノ四部分ニ分レテ交際對話質疑應答ヲ便易ナラシメ、一同ノ満足ヲ博シ得テ裨益スルトコロ尠カラス。

尙、今回ノ聽講者ニハ特ニ新宿御苑ノ拜觀ヲ差許サレタリ。
道路功績者表彰ノ件

道路工夫ノ勤務成績ヤ、道路愛護團體等ノ奉仕成績カ實際
道路ノ改良並ニ其ノ維持修繕上ニ及ホス影響ノ顯著ナル、
實ニ嘆稱ニ値ヒスルモノアリ、是レ本會カ前年來優良道路
工夫ヲ表彰シ來リタル所以ニシテ、實驗ノ蹟ニ鑑ミ愈々今
茲ニ昭和十二年四月一日ヲ以テ新ニ道路功績者表彰規程ヲ
制定シ、道路ノ改良、維持修繕ニ關シテ功績アリタルモノ
ヲ地方長官ノ推薦ニ基キ審査ノ上表彰スルコトト爲スニ至
レリ。而シテ本年度ニ於ケル被表彰者ハ宮崎、秋田、宮城
福島、栃木、茨城、千葉、青森、富山、徳島、山形、岐阜
各縣ノ道路工夫、計三十三名、秋田、宮崎、福島、山形、
奈良各縣ノ道路愛護團體、計七團體、秋田縣ノ個人一名ニ
シテ夫々規程ノ定ムル所ニ依リ表彰狀(額縁付)、功績章及
木杯ヲ贈與シタリ。

道路標識調査會開催ノ件

昭和十二年十月十六日道路標識調査會ヲ東京市ニ開催ス。

參集者ハ内務省警保局警務課長、同計畫局都市計畫課長、
警視廳保安部交通課長、東京府土木部道路課長、東京市土
木局道路管理課長、關西道路研究會員、本會役員、幹事、
調査部員等三十餘名ニシテ、主トシテ關西道路研究會ノ調
査研究セル道路標識ノ分類、標識塗色試験ノ成績、道路標
識案等ニ就テ審議、檢討スル所アリ、更ニ現行道路標識ノ
改正ニ關シ目下調査中ナリ。

道路愛護運動ニ關スル件

道路ノ改良事業ハ比年著シキ進展ヲ示シタルモ、其ノ改良
ニ於ケル維持修繕ニ關シテハ遺憾ノ點尙尠カラシテ茲ニ
道路愛護ニ關スル一般ノ關心乃至認識ヲ深ムルノ急要ナル
ヲ認メシムルモノアリ、依テ國民精神總動員運動ノ一項目
トシテ (イ)道路、橋梁、側溝、街路樹、並木、道路元標
道路標識、里程標等ノ修理、清掃、美化、(ロ)路面ノ修理
路肩ノ雜草刈、縁芝ノ刈取、道路ノ法手入、側溝浚渫、排
水ノ整備、(ハ)交通障害物ノ除去等ニ關スル道路愛護運動
ヲ每府縣一致的ニ實施スル様各地方長官依頼シタルニ大阪

神奈川、千葉、奈良、愛知、秋田、富山、高知其他ノ各府縣ニ於テハ夫々右運動ヲ實施シ相當ノ效果ヲ擧ゲタリ。

道路改良ニ關スル件

我道路改良事業ノ躍進ニ似ス、重要ナル路線系統ノ中ニアリテ猶未ダ自動車ノ運行ニ適セサルモノ左記列擧ノ如キアリ、之ヲ現下ノ時局ニ鑑ミルモ最モ急施ヲ促スノ要アリ、依テ昭和十二年十二月廿七日付ヲ以テ關係各省ニ建議スル所アリ、(イ)(ホ)(ヘ)及ヒ(ト)ニ就テハ其ノ全部又ハ一部ノ實現ヲ見ルヲ得タリ。

記

- (イ) 廣島、吳、宇品間
- (ロ) 小倉、久留米間
- (ハ) 善通寺附近一帶
- (ニ) 瀬戸町、名古屋港間
- (ホ) 小郡、下關、防府附近
- (ヘ) 名古屋、豊橋間
- (ト) 大阪、和歌山間

自動車燃料資源擁護ニ關スル建議

今次時局ノ急要事タル燃料資源擁護ノ意味ニ於テ左記各項ノ詮議方ヲ昭和十二年十一月二十七日付ヲ以テ關係各省ニ

建議セリ。

記

- (一) 一路線一營業主義ノ原則ヲ勵行シ自動車交通事業法ニ依ル業者相互ノ競争及ヒ無駄ノ運行ヲ急速ニ整理スルコト
- (二) 現時必要ノ程度少ナキ自動車路線運行ノ一部休止ヲ認容スルコト
- (三) 全國主要ノ各都市ニ自動車駐車場ヲ指定シ所謂圓タクノ流シヲ禁止スルコト
- (四) 圓タクニハ必スタクシメーターヲ取付ケシムルコト
- (五) ガソリン以外ノ燃料又ハ動力ヲ使用スル自動車ニ關スル研究ヲ一層擴大促進スルコト
- (六) 全國主要道路ヲ舗裝シ自動車交通ノ圓滑ヲ圖ルト共ニガソリンノ節約ニ資スルコト

陸上交通事業調整法要綱諮問答申ニ關スル件

昭和十三年二月十九日陸上交通事業調整法要綱諮問ニ關シ

特ニ理事會ヲ開催シ會長名ヲ以テ内務、鐵道兩次官宛左記ノ通告申セリ。

記

陸上交通事業調整法要綱ニ關スル件

昭和十三年二月十五日付ヲ以テ標記ノ件御諮問相成候處陸上交通事業ノ統制ハ業界ノ實狀ニ鑑ミ眞ニ喫緊ノ要務ト被認候ノミナラス曩ニ昭和十二年四月本會ノ開催セル六大都市道路協議會ニ於テ滿場一致ヲ以テ之ガ立法ノ實現促進方ヲ決議セル次第モ有之今回御諮ノ調整法要綱ハ時節柄至極適當ト被認候條速ニ法律案御提出相成度但シ其ノ運用ニ就テハ十分慎重ニ御措置相成様致度茲ニ理事會ノ決議ヲ經及答申候也

「道路職員必携」頒布ニ關スル件

道路職員必携ハ道路ノ技術並ニ事務ニ携ルモノノ教範トシテ編纂發行セルモノニシテ、之カ内容ハ道路ニ關スル凡ユル計畫設計、施工等技術的方面ハ勿論、經濟的方面並ニ關係法規等各般ニ涉リテ殆ト遺漏アルナク、大ニ斯界専門家

ノ賞讃ヲ博シ得テ其ノ頒布成績モ頗ル良好ナリ。

會員及ヒ贊助員ノ狀況ニ關スル件

昭和十三年三月末ニ於ケル會員數ハ九百八十五名、前年ニ比シテ會員ハ三十五名ヲ増加シ贊助員ハ七百六十七名ヲ減少セリ。

雜誌發行ニ關スル件

機關雜誌「道路の改良」ハ創刊以來既ニ二十卷ニ達シ、道路ニ關スル斯界ノ附託益々大ナルニ省ミ、其ノ掲載事項ノ精選ニ留意シ以テ時勢ノ推移ニ副ハンコトニ努メタリ。

○内務次官館哲二氏 羽生次官辭職したる後任事務次官は如何であらうかとは省内に於ての廊下雀間の案問であつた



が東京府知事館哲二氏が任命せられた、氏は初入省でないのである、明治二十二年五月十日富山縣の木津家に誕生、大正三年七月東

京帝國大學法科大學政治科を卒業、同六年十月文官高等試験合格、同年十一月十四日岐阜縣廳となり翌七年四月一日同縣警部同年十月九日警視に陞任、同八年五月八日同縣理事官となり同九年九月十四日神奈川縣警視に轉じ、同十一年十二月十九日茨城縣理事官となり同十三年四月二日視學官となる、同年六月二十七日内閣書記官に轉じ昭和四年七月三十日法制局參事官兼任となる。同六年十二月十八日鳥取縣知事に轉じ同九年四月六日石川縣知事となり同十年一月十五日内務省神社局長に轉じ同十二年二月十日東京府知事となり本年六月二十四日内務次官に榮轉せられた。

○道路課長石井政一氏 秋田縣總務部長に轉任せられた阿部邦一氏の後任として港灣課長から轉ぜられた氏は明治三十一年二月二十八日奈良縣生駒郡三郷村大字南畑九八八番地に生れ大正九年七月第一高等學校卒業同十一年十一月高等試験行政科試験に合格同十二年三月東京帝國大學法學部法律科卒業同十二年四月三十日京都府屬(學務部)となり同年十二月一日一年志願兵として入隊翌十三年十一月三十

日退營陸軍二等計手に任ぜらる、同日京都府に復職を命ぜられ、同十四年三月五日地方警視となり長崎縣警察部に勤務、昭和二年六月二十七日大阪府監察官に轉じ同六年一月十六日地方事務官(愛知縣)となり同年十二月二十八日内務事務官(内務省警保局)に轉じ同十年一月十九日岡山縣書記官警察部長となり同十一年四月二十五日内務事務官兼書記官土木局港灣課長となり同十二年十一月四日内務書記官專任、同十三年七月二日道路課長となられた。

○港灣課長生悅^{イケズミ}佐求馬氏 石井氏の後を襲ひて港灣課長に任ぜられた氏は明治三十三年四月二十六日三重縣一志郡久居町大字西鷹野跡町四百番地に呱呱の聲を擧げられ、大正十年三月第八高等學校を卒業、石井氏と同じく大學在學中の大正十二年十二月文官高等試験(行政科)に合格翌十三年四月三十日の東京帝國大學法學部英法科卒業、同年五月六日内務屬(警保局)となり同十四年十月一日地方事務官となり栃木、岡山、長崎の三縣に歷任、昭和三年七月三日内務事務官(警保局勤務)同十年四月六日ジュネーブ開催

第十九回國際勞働總會に政府代表委員顧問として出席其序を以て歐米各國に出張す、翌十一年四月二十五日茨城縣書記官警察部長となり翌年六月十六日靜岡縣に對し同十三年七月二日内務書記官に任ぜられ土木局港灣課長となられた

◎國道改良施工の件陳情

香川縣内國道二十三號線改良の儀は屢々關係地方より陳情する所であつたが今回該線路中高松、丸龜兩市間は事變下に於て特に其の改良施工の急を告ぐるものなりと云ふ理由を以て國道二十三號線改良期成同盟會より其の筋へ陳情する所があつた、其の陳情書は次の通りである。

陳情書

一、陳情ノ要旨

國道二十三號線中自高松市至丸龜市區間ノ改良工事ヲ昭和十四年度ヨリ繼續事業トシテ起工セラレンコトヲ望ム

理由

國道二十三號線ハ高松市ニ於テ國道二十二號線ヲ分岐シ西進シテ坂出町丸龜市普通寺町等ノ樞要地ヲ經由シテ高

知市ニ達スル路線ニシテ高松高知ノ兩都市ヲ連繫スル唯一ノ主要幹線タルト同時ニ又軍用道路トシテ最も重要ナル路線ナリ

而シテ本路線ノ經過地タル普通寺町ハ第十一師團司令部所在地ニシテ丸龜市ハ步兵第十二聯隊ノ所在地タリ曩年「シベリヤ」出兵及滿洲事變ノ軍事輸送ハ何レモ各所在地ヨリ本路線ヲ利用シテ坂出港及高松港ヨリ乗船シタリ而シテ今回ノ支那事變ニ際シテモ亦本路線ハ軍用道路トシテ盛ニ利用セラレツツアリ

前述ノ如ク軍事上及産業上最も重要ナル路線ナルニモ不拘道路ノ現況ハ幅員狹少且屈曲勾配等亦甚敷不良ナルヲ以テ軍事輸送上多大ノ不都合ヲ來スノミナラス此ノ場合ニ於テハ一般交通ハ全然遮斷スルノ已無キ實情ニアルヲ以テ之レカ改良ハ眞ニ焦眉ノ急務ニシテ一面地方産業上緊急ノ施設タルヲ以テ多年縣民ノ熱望シテ已マサル所ナリ叙上ノ理由ニ依リ前年來屢々陳情ニ及ヒタルモ未タ其ノ實現ヲ見ルニ至ラサルハ甚ダ遺憾トスル所ナルニ付テ

ハ目下國費多端ノ折柄ナルモ是非昭和十四年度ヨリ改良
工事ヲ起セララルル様格別ノ御配慮アランコトヲ切望ス
茲ニ關係市町村民ヲ代表シ謹而及陳情候

昭和十三年六月十一日

國道二十三號線改良期成同盟會

會長 丸龜市長

丸龜商工會議所會頭、高松市長、高松商工會議所

會頭、綾歌郡坂出町長、坂出商工會長、綾歌郡宇

多津町長、宇多津商工會長、綾歌郡土器村長、綾

歌郡府中村長、綾歌郡加茂村長、綾歌郡端岡村長

香川郡上笠居村長、香川郡弦打村長、香川郡香西

町長、香西商工會長

内務大臣 末次信正殿

◎内務省土木試験所談話會

昭和十三年七月中に開催したる土木試験所談話會に於け

る話題は次の通りである。

第一七三回技術談話會話題

(昭一三一〇號)

日時 昭和十三年七月八日(第二金曜) 午後一時半—四時

場所 本郷區駒込上富士前町二六 内務省土木試験所講堂

一、天津の第一水工試験所の設備に就て (一五分)

神戸市附近の水害の概要に就て (一五分)

内務技師 松尾春雄氏

二、上海の都市計畫に就て (一時間)

東大、工學部講師 榎木技師

三、六月二七日—三二日に互る豪雨による東京府

下の土木工事の被害に就て (一時間)

東京府河灣課長 大岡禮三氏

以上

第一七四回技術談話會話題

(昭一三一〇號)

日時 昭和十三年七月二二日(金曜) 午後二時—四時

場所 本郷區駒込上富士前町二六 内務省土木試験所講堂

一、撓角分配法(スロープ・デイレクシヨンメソ)

ツド)に依るファイレンデイトラス、ロー

ゼ桁、變形ローゼ桁及びランガリの解法に就て

土木試験所 佐藤清一

二、アスファルト混合タールの性質及び之に及ぼす

氣象作用の影響

内務技師、土木試験所 西川榮三

以上

◎近刊圖書雜誌

○法律時報(第一〇卷七號)

(平野義太郎氏)民法の變遷—總則編における若干の問

題)

○セメント界彙報(七月號) (四國道路調査施行)

○土木(第四三號) (T M生)土木技術者の信條

○水利と土木(第一一卷七號)

○土木學會誌(第二四卷七號)

(新井榮吉氏)我が土木技術者の自覺

○鐵道軌道經營資料(第二一卷六號)

○技術日本(六月號) (對支政策座談會記事)

○觀光聯盟情報(第二卷六號)

○自警(七月號)

○大阪(七月號)

(第二回全國都市美協議會報告號)

○臺灣技術協會誌(第二輯三號)

(八田與一氏)土木の常識

○警察協會雜誌(七月號)

○石油時報(七月號)

○清和(第五卷七號)

○都市問題(第二七卷一號)

(都制問題に關する諸氏の諸説)

○港灣(第一六卷七號)

○駿工(第一四卷七號)

○電氣通信學會雜誌(一八四號)

○土木建築工事畫報(七月號)